

## 平成 30 年度 幼稚園第 3 子保育料軽減事業費補助金（お知らせ）

八戸市では、親が安心してこどもを育てることができる環境づくりなどを目的とし、第 3 子以降の園児の保育料の一部を補助しています。

※ 幼稚園が保護者の保育料等を減免し、その減免額相当分を市から幼稚園へ補助します。

### 対象となるのは？

- 八戸市に住民登録があり、保護者が現に扶養している子が 3 人以上いる世帯の第 3 子以降の園児（満 3 歳児以上）

階 層 区 分		補 助 限 度 額（年額）
1	生活保護法による保護世帯	保育料から就園奨励費補助金を除いた額に対する 2分の1
2	市町村民税非課税世帯 市民税所得割額非課税世帯	
3	市町村民税所得割額 77,100 円以下の世帯	
4	市町村民税所得割額 211,200 円以下の世帯	
5	上記以外 ※ただし、就園奨励費補助金の 対象となる世帯は対象外	保育料の 10 分の 3

- 1 階層区分は、就園奨励費補助金と同様の基準で決定します。
- 2 年度途中の入園・退園の場合
  - 八戸市に住所がある月数や、保育料の支払月数に応じ、月割で補助対象となります。
  - 満 3 歳児は、誕生日が属する月から補助対象となります。
  - ※ ただし、10 月末までに幼稚園へ入園の意向を申し出ることが必要です。

申請の手続き ⇒ 幼稚園へ必要書類を提出してください。

- 保育料等減免措置に関する調書（様式は幼稚園にあります）
- 下表に該当する方は、添付書類も必要です。



世帯状況	添付書類（いずれも写し可）
父又は母について、30 年 1 月 1 日に当市に住民登録が無い場合	30 年度市町村民税額がわかる書類（次のいずれか） <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税証明書（又は非課税証明書）</li> <li>・特別徴収税額通知書</li> <li>・納税通知書</li> </ul>
年齢に関わらず、生計を一にする兄弟について ⇒父母の 30 年度市町村民税の扶養に入っておらず、兄弟が当市に税申告をしていない場合（他市町村課税者や未申告者等）	兄弟の 30 年度市町村民税額がわかる書類  ※兄弟が父母の 30 年度市町村民税の扶養に入っている、又は、兄弟が当市に税申告をしている場合は、書類不要です。

お問合せ 幼稚園 又は 八戸市こども未来課（TEL 0178-43-9094）